

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次	ページ
告 示	
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………	(治山課) 27
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………	(治山課) 27
道教育庁釧路教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	28

告 示

北海道告示第24号
森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。
平成22年1月12日
北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 利尻郡利尻富士町鬼脇字旭浜122地先・123の3地先・153地先（以上3筆地先について次の図に示す部分部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備
(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 礼文郡礼文町大字船泊村字ナイヲロ186（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
(イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第25号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成22年1月12日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 夕張市鹿の谷山手町16の3、17の1、17の3、18の4、18の5、19の2、末広1丁目107の14
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 夕張郡栗山町桜丘1丁目134地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、134・135・字湯地38の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 保安林予定森林の所在場所 日高郡新ひだか町三石豊岡626地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件
 ア 立木の伐採の方法
 (ア) 主伐は、択伐による。
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所 日高郡新ひだか町三石富沢401の1地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件
 ア 立木の伐採の方法
 (ア) 主伐は、択伐による。
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに夕張市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

イ 住 所 釧路市鳥取南5丁目12番5号

4 落札金額
 (1) 20,528,550円
 (2) 15,073,800円

5 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札

6 一般競争入札の告示
 平成21年11月10日付け北海道教育庁釧路教育局告示第15号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 (1) 名 称 北海道教育庁釧路教育局企画総務課
 (2) 所在地 釧路市浦見2丁目1番1号

道教育庁釧路教育局告示

北海道教育庁釧路教育局告示第1号
 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
 平成22年1月12日
 北海道教育庁釧路教育局長 大 山 節 夫

1 落札に係る物品等の名称及び数量
 (1) パーソナルコンピュータ 一式 266台
 (2) パーソナルコンピュータ 一式 194台

2 落札者を決定した日
 平成21年12月21日

3 落札者の氏名及び住所
 (1)ア 氏 名 株式会社トーワ
 イ 住 所 釧路市光陽町11番7号
 (2)ア 氏 名 株式会社ポータス